

令和3年10月13日

学生
教職員 各位

危機管理室長

令和3年10月15日以降の新型コロナウイルス感染症予防のための
本学の対応（活動基準）について

このことに伴う、10月15日以降の本学の新型コロナウイルス感染症対応活動基準は下記のとおり変更となりますが、引き続き新型コロナウイルス感染症の再拡大を抑えるために、本学が定める感染症対策及び健康管理の徹底を遵守し、緊急事態宣言・まん延防止等重点措置地域や自治体により往來の自粛要請が出ている地域への移動は厳に控えるようにしてください。

また、誰もがコロナウイルスのキャリアになり得ることを認識し、本学でこれまで感染が発生した事例等を踏まえ、以下の2点についてより一層注意してください。

- ①マスクの着用
- ②会食時の黙食の徹底

今後も新たな情報を適宜お知らせしますので、本学ホームページ、メール及びポータルサイト等を注視してください。

記

【学生】

9. 課外活動

「レベル4：申請に基づき条件付き許可」から、「レベル3：申請に基づき課外活動許可」に変更します。

※緊急事態宣言等により、自治体から往來自粛要請が出ている地域への移動は禁ずる

参考：

○ 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関する情報（道庁のホームページ）

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ssa/singatakoronahaien.htm>

※北海道以外の外出自粛などの行動制限が要請されている地域もこちらに掲載されています

○ 新型コロナウイルス感染者発生時の対応マニュアル（本学のホームページ）

https://www.obihiro.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2020/12/corona_manual201211.pdf

○ 新型コロナウイルス感染症対応活動基準（令和3年10月15日～）（本学のホームページ）

<https://www.obihiro.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2021/10/katsudokijun09.pdf>